

観光振興財源の比較検討

令和元年10月30日

第6回宮城県観光振興財源検討会議



目次

1 地方公共団体の収入の種類

■ 県の歳入予算

収入の種類 1 P

収入の性質 2 P

2 地方公共団体の自主財源

■ 法律により定められている地方公共団体の収入 3 P

3 観光振興財源の比較検討

■ 観光振興財源の比較検討 4 P

4 地方公共団体における観光関係財源確保の主な事例

■ 地方公共団体における観光関係財源確保の主な事例

法定外普通税 6 P

法定外目的税 7 P

寄附金 9 P

5 地方自治法等で定められている財源の比較

■ 地方自治法等で定められている財源の比較 10 P



1 地方公共団体の収入の種類

■ 県の歳入予算（収入の種類）

款別歳入区分	主な説明	令和元年度 宮城県当初予算	
		総額（億円）	構成比
県 税	県が一般経費または特定の経費を支出するために、県が課税し、県民（企業含む）が負担しているお金のこと。租税。	2,910	26.2%
地方消費税金	本社所在地で納付された地方消費税を実際の消費地に帰属させるため、都道府県間で清算した結果、収入となるお金のこと。	880	7.9%
地方譲与税	国税として徴収した後、一定の基準に従い地方に譲与されるもの。地方法人特別譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税など。	392	3.5%
地方特例交付金	個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補てんするために交付する「減収補填特例交付金」のこと。	26	0.2%
地方交付税	地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、国税の一定割合等を基本に交付される。	2,074	18.7%
交通安全対策特別交付金	交通安全則金収入を原資に、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設の整備に充てるため、国から交付される収入のこと。	4	0.0%
分担金及び負担金	地方公共団体が特定の事業に要する経費に充てるために、その事業によって利益を受けるものから、その受益を限度として徴収するもの。	53	0.5%
使用料及び手数料	使用料は公共施設などの利用の対価として徴収するもので、施設使用料などがある。手数料は特定の者に提供するサービスの対価として徴収するもの。	137	1.2%
国庫支出金	国が地方公共団体と共同で行う事務に対して一定の負担区分に基づいて義務的に負担する国庫負担金、国が地方公共団体の行う事業に対する助成として交付する国庫補助金、本来国が行うべき事務を地方公共団体へ委託する場合の委託金のこと。	2,015	18.2%
財産収入	県が所有する土地や建物などを貸し付けることによる財産貸付収入と基金等から生ずる運用収入である利子及び配当金を併せた「財産運用収入」及び県が所有する土地や物品の売払いに伴う「財産売払収入」のこと。	16	0.1%
寄附金	県民などから受ける金銭による寄附のこと。	0	0.0%
繰入金	県の特別会計からの繰入金や、基金の一部を取り崩す基金繰入金のこと。	666	6.0%
繰越金	決算上の剰余金である純繰越金と、前年度から繰り越された歳出予算の財源に充てる繰越金がある。	0	0.0%
諸収入	特定の歳入のための科目ではなく、他の収入科目に含まれない収入をまとめた科目の名称のこと。延滞金、加算金及び過料等、預金利子、貸付金元利収入、雑入など。	1,056	9.5%
県債	県が財政上必要とする資金を外部から調達した借入金のこと、その返済が一会計年度を越えて行われるもの。	874	7.9%



1 地方公共団体の収入の種類

■ 県の歳入予算（収入の性質）※主な分類

区分	自主財源	依存財源	
一般財源	県税（普通税） 地方消費税清算金 など	地方交付税 地方譲与税 地方特例交付金 交通安全対策特別交付金 など	用途が特定されず、 <u>どのような経費にも使用することができる財源</u> のこと。
特定財源	県税（目的税） 使用料 手数料 分担金 負担金 寄附金 など	国庫支出金 県債 など	その性質により <u>充当する経費が特定されている財源</u> のこと。
	<u>地方公共団体が自らの権能に基づいて自主的に徴収できる財源</u> のこと。	収入のうち、 <u>国の意思決定に基づいて額を交付されたり、割り当てられたりする財源</u> のこと。	



2 地方公共団体の自主財源

■法律により定められている地方公共団体の収入（自主財源）

種類	内容	根拠	主な事例
地方税	地方公共団体がその経費に充てるため、財力調達の目的をもって、その課税権に基づき賦課・徴収するもの。 【普通税】その収入を一般経費の財源に充当する 【目的税】特定の費用のために課される税(⇔普通税) 【法定外税】地方公共団体の特殊事情を勘案して設けることができる税(⇔法定税) 【超過課税】条例により、標準税率(地方税法)を上回る税率で課税すること。	地方自治法第223条	・法定外普通税:核燃料税 ・法定外目的税:産業廃棄物税 ・超過課税(宮城県): みやぎ環境税(個・法人県民税) みやぎ発展税(法人事業税)
分担金	地方団体が行う特定の事案に必要な費用に充てるため、 <u>特に利益を受けるものから、その受益の限度において徴収するもの。</u>	地方自治法第224条	・土地改良事業実施に伴う分担金 ※負担金との違いは主に根拠法令による
負担金	①法律に基づき、 <u>特別の利益関係等を有する者</u> から、その事業に要する経費を <u>受益等の程度に応じて徴収するもの</u> ②財政政策上その他の見地から、その事業に要する経費を定められた負担割合に応じて求めるもの	地方財政法第27条及び各個別法	・道路に関する工事の実施に伴う負担金 ※分担金との違いは主に根拠法令による
使用料	行政財産の目的外使用及び公の施設の使用に対し、その <u>反対給付として徴収するもの</u>	地方自治法第225条	・施設使用料(公園, 美術館等) ・機器使用料(研究施設等)
手数料	特定の者に提供する役務に対し、その <u>費用を償うため又は報償として徴収するもの</u>	地方自治法第227条	・試験手数料(工業用材料等) ・証明書発行手数料(県税等)
寄附金	地方公共団体が実施する一定の事業に必要な経費に充てるため、 <u>相当の給付を行うことなく、金銭又は特定の財産の給付を受けるもの</u>		・ふるさと納税 ・協力金(環境保全等)



3 観光振興財源の比較検討

■観光振興財源の比較検討

観光振興施策に計画的に取り組む上では、一定規模以上の財源を継続的かつ安定的に確保する必要があるため、法律により定められている地方公共団体の収入（自主財源）により、収入の規模等について比較検討を行った。

種 類	収入の規模	継続性・安定性	受益と負担
地方税	課税対象の設定により一定規模以上の確保が可能	継続的・安定的な確保が可能	受益者を広く設定し負担を求めることが可能
分担金	受益者を個別に特定するため必要があるため規模は限定的	特定の事案について徴収されるため安定的だが継続的な確保は困難	利益を受ける者を特定し受益の範囲において負担を求める必要あり
負担金	受益者を個別に特定するため必要があるため規模は限定的	事業に要する経費として徴収されるため安定的だが継続的な確保は困難	利益を受ける者を特定し受益の範囲において負担を求める必要あり
使用料	施設等利用者から徴収するため規模は限定的	継続的・安定的な確保が可能	受益者を個別に特定し負担を求める必要あり
手数料	特定の者に提供する役務に対し徴収するため規模は限定的	継続的・安定的な確保が可能	受益者を個別に特定し負担を求める必要あり
寄附金	対象者の設定により一定規模の確保は可能	寄附者の善意等に基づくもののため継続的・安定的な確保は困難	寄附者の善意等に基づくもののため受益者が必ずしも負担する必要なし



3 観光振興財源の比較検討

■観光振興財源の比較検討

観光振興施策に計画的に取り組む上では、一定規模以上の財源を継続的かつ安定的に確保する必要がある。

財源確保の取組としては、地方税（法定外税の創設）と特定の受益者から負担金などを徴収するという手法が考えられる。

▼負担金・使用料・寄附金など

- 条例等に徴収根拠が規定されている負担金などは、納入の義務があり継続的、安定的に財源を確保することが可能だが規模は限定的
- 寄附金のように徴収が任意のものは収入の規模、安定性に懸念あり

▼地方税

- 課税自主権の活用としての法定外税（普通税・目的税）は、納税の義務があり一定規模以上の財源を継続的かつ安定的に確保することが可能



4 地方公共団体における観光関係財源確保の主な事例

■法定外普通税

自治体名	名称	区分	制度の概要		収入(見込)額
熱海市 (静岡県)	別荘等所有税 (S51.4施行)	法定外 普通税	使 途 的 目 的	生活関連施設(ごみ処理、し尿処理、上下水道の整備)や安心、安全のための消防はしご車、救急車の整備などの行政需要へ対応するため	5.2億円 (平成29年度決算)
			納 税 義 務 者	別荘等の所有者	
			税 率	・別荘等の延床面積1㎡につき・・・・・・・・・・650円	
太宰府市 (福岡県)	歴史と文化の 環境税 (H15.5施行)	法定外 普通税	使 途 的 目 的	市固有の歴史的文化遺産及び観光資源等の保全と整備を図り、環境にやさしい「歴史とみどり豊かな文化のまち」を創造するため	0.8億円 (平成30年度決算)
			納 税 義 務 者	一時有料駐車場の利用者	
			税 率	<ul style="list-style-type: none"> ・二輪車(自転車を除く)・・・・・・・・・・50円 ・乗用車(定員10人以下の自動車)・・・・・・・・100円 ・マイクロバス(定員11~29人以下の自動車)・・300円 ・大型バス(定員29人超の自動車)・・・・・・・・500円 	

※収入(見込)額は公表資料等から作成。一部端数処理等を行っている。



4 地方公共団体における観光関係財源確保の主な事例

■法定外目的税①

自治体名	名称	区分	制度の概要		収入(見込)額
東京都	宿泊税 (H14.10施行)	法定外 目的税	使 途 的	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	28億円 (令和元年度予算)
			納 税 義 務 者	ホテル又は旅館への宿泊者	
			税 率	・ 1万円以上～1万5千円未満・・・100円 ・ 1万5千円以上・・・・・・・・・・200円	
大阪府	宿泊税 (H29.1施行)	法定外 目的税	使 途 的	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に充てるため	18.7億円 (令和元年度予算)
			納 税 義 務 者	ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊、住宅宿泊事業を営む施設(民泊)への宿泊者	
			税 率	・ 7千円以上～1万5千円未満・・・100円 ・ 1万5千円以上～2万円未満・・・200円 ・ 2万円以上・・・・・・・・・・300円	
京都市 (京都府)	宿泊税 (H30.10施行)	法定外 目的税	使 途 的	国際文化観光都市としての魅力を高め、観光の振興を図るため	41.6億円 (令和元年度予算)
			納 税 義 務 者	ホテル、旅館、簡易宿所、住宅宿泊事業を営む施設(民泊)への宿泊者	
			税 率	・ 2万円未満・・・・・・・・・・200円 ・ 2万円以上～5万円未満・・・500円 ・ 5万円以上・・・・・・・・・・1,000円	
金沢市 (石川県)	宿泊税 (H31.4施行)	法定外 目的税	使 途 的	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	6.6億円 (令和元年度予算)
			納 税 義 務 者	ホテル、旅館、簡易宿所、住宅宿泊事業を営む施設(民泊)への宿泊者	
			税 率	・ 2万円未満・・・・・・・・・・200円 ・ 2万円以上・・・・・・・・・・500円	

※収入(見込)額は公表資料等から作成。一部端数処理等を行っている。



4 地方公共団体における観光関係財源確保の主な事例

■法定外目的税②

自治体名	名称	区分	制度の概要		収入(見込)額
岐阜県	乗鞍環境 保全税 (H15.4施行)	法定外 目的税	使 途 的	乗鞍地域の環境保全に係る施策に要する費用に充てるため	0.1億円 (令和元年度予算)
			納 税 義 務 者	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車を運転する者	
			税 率	<ul style="list-style-type: none"> ・乗用車(定員10人以下の自動車等) 300円 ・マイクロバス(定員11~29人以下の自動車) 1, 500円 ・一般乗合用バス(定員30人以上) 2, 000円 ・観光バス(定員30人以上) 3, 000円 	
富士河口湖町 (山梨県)	遊漁税 (H13.7施行)	法定外 目的税	使 途 的	河口湖及びその周辺地域における環境の保全、環境の美化及び施設の整備の費用に充てるため	0.1億円 (令和元年度予算)
			納 税 義 務 者	河口湖で遊漁行為を行う遊漁者	
			税 率	・1人1日 200円	
伊是名村 伊平屋村 渡嘉敷村 (沖縄県)	環境協力税 (H17.4施行) (H20.7施行) (H23.4施行)	法定外 目的税	使 途 的	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用	0.2億円 (平成29年度決算)
			納 税 義 務 者	旅客船や飛行機等により村へ入域する者 ※村ごとに納税義務者の定義が若干異なる	
			税 率	・1回の入域 100円	
座間味村 (沖縄県)	美ら島税 (H30.4施行)	法定外 目的税	使 途 的	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用	0.2億円 (平成29年度決算)
			納 税 義 務 者	旅客船や航空機等により村へ入域する者	
			税 率	・1回の入域 100円	

※収入(見込)額は公表資料等から作成。一部端数処理等を行っている。



4 地方公共団体における観光関係財源確保の主な事例

■ 寄附金

自治体名	名称	区分	制度の概要	収入(見込)額
各自治体	ふるさと納税 (H20.5から)	寄附金	<p>制 度 要</p> <p>ふるさとであることや応援したい等の理由から、自分が選んだ自治体に寄附を行った場合に、寄附額の2,000円を超える部分について、所得等に応じて一定の上限まで所得税と住民税から原則として全額が控除される制度。</p> <p>各自治体において、その用途や返礼品について創意工夫し、地域づくりや地域の魅力発信等に努めている。</p>	宮城県の場合 0.1億円 (平成30年度実績)
山梨県 静岡県	富士山保全 協力金 (H26.4から)	寄附金	<p>使 途 的</p> <p>美しい富士山を後世に引き継ぐため、富士山の環境保全や登山者の安全対策を図る</p> <p>対 象 者</p> <p>五合目から山頂を目指す登山者</p> <p>金 額</p> <p>・基本1,000円 (子どもや障がい者は協力いただける範囲の金額)</p>	1.4億円 (平成30年度実績) 山梨県0.9億円 静岡県0.5億円
屋久島町 (鹿児島県)	山岳部環境 保全協力金 (H29.3から)	寄附金	<p>使 途 的</p> <p>世界自然遺産である屋久島の美しい自然環境と清らかな水環境を人類共通の財産として末永く受け継ぎ、登山者のみなさまに安心で安全な自然体験を提供するため</p> <p>対 象 者</p> <p>屋久島への入山者</p> <p>金 額</p> <p>・基本額(日帰り入山の場合)・・・1,000円 ・山中で宿泊予定の入山の場合・・・2,000円</p>	0.7億円 (平成29年度実績)
別府市 (大分県)	湯～園地計画 (クラウドファン ディング) (H29.2から H29.4まで)	寄附金	<p>使 途 的</p> <p>市長公約のタオル1枚で遊べる施設「湯～園地」(温泉×遊園地)の実現に必要な費用を調達するため</p> <p>対 象 者</p> <p>「湯～園地」計画の趣旨に賛同する者</p> <p>金 額</p> <p>・5,000円～300,000円 (各コースに応じ、入園券配布等の返戻を実施)</p>	0.3億円 (実績)

※収入(見込)額は公表資料等から作成。一部端数処理等を行っている。

